

湯前町森林整備計画 変更計画書

計画期間 (自 平成30年4月 1日)
 (至 令和10年3月31日)

〈令和4年（2022年）3月変更〉

熊 本 県
湯 前 町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
II	森林の整備に関する事項	1
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	1
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	2
第2	造林に関する事項	3
1	人工造林に関する事項	3
(1)	人工造林の対象樹種	3
2	天然更新に関する事項	3
3	植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する事項	4
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐 及び保育の基準	4
2	保育の種類別の標準的な方法	4
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	5
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区 域及び当該区域内における施業の方法	5
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	6
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに 関する事項	6
3	作業路網の整備に関する事項	7

【変更の理由等】

- 1 計画の変更を要する理由
森林法第10条の5の規定に基づき樹立した湯前町森林整備計画の一部を、同法第10条の6第3項の規定に基づき変更する。
- 2 効力の発生
令和4年4月1日から効力を生ずる。

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、熊本県の南部人吉市より 24 k m 球磨盆地の東端に位置し、東は宮崎県児湯郡西米良村と九州山脈で接している。西は多良木町大字久米、北は球磨川流域で遮り対岸は水上村に隣接している。

本町の総面積は 48.41 平方 k m で森林に恵まれており、森林面積は 3,586 h a で総面積の 74% を占めている。そのうち 61% の 2,187 h a が国有林であり、民有林面積は、1,399ha で、そのうちスギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は 1,269ha であり、人工林率 91% で県平均の 61% を大幅に上回っている。しかし、民有林人工林面積の 18% (229ha) が 7 齢級 (35 年生) 以下の若い林分であり、今後も引き続き保育、間伐を適正に実施していくことが必要であり、林業振興及び森林環境保全における重要な課題となっている。

本町では、昭和 57 年に林業振興地域の指定を受けてから、森林整備事業、間伐促進強化対策事業、林業構造改善事業等の補助事業に取り組み、林業基盤の整備を重点とした森林の整備を図ってきた。本町の森林整備については、除間伐を中心とした計画的な施業とともに、伐期に達した人工林の積極的な主伐及び伐採跡地の的確な更新による林齢構成の平準化を図る。

また、林業労働力の確保促進とともに、省力化及び木材生産効率化のための各種林業機械の導入を図り、併せて加工施設等の整備を積極的に推進する。

保育が必要な林分については、森林の有する水源の涵養、保健休養等の公益的、多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるために、適切な施業が行われるような重点的指導を行う。

再生産不能な限られた資源である土地は、生活及び生産を通じて諸活動の共通の基盤であるとの認識のもとに、自然環境の保全と均衡のある発展を図ることを基本として、総合的かつ計画的に林業生産活動を行い、施業区域の集約化と森林の高度利用を推進する。

全般的には、森林生産力の向上を図り林産物の供給基地として公益的機能との調整を行いながら、森林機能区分に応じた森林の施業を実施する。また、近年の国民の価値観やライフスタイルの変化等に伴い、森林に対する国民の要請も単に木材生産の場としてだけでなく、環境・保健休養・文化・教育の場等、多面的な利用を求めるなど多様化している。

このことも踏まえ、在町者に対しては、間伐等の啓発普及活動を実施すると共に、集約化施業の推進、森林整備地域活動支援交付金事業への取組などを通じて間伐・保育の推進を行う。

2 森林整備の基本方針〔変更なし〕

3 森林施業の合理化に関する基本方針〔変更なし〕

II 森林の整備に関する事項

第 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢〔変更なし〕

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、立地条件、既往の施業体系等を勘案して行う。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単体として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合に当たっては40%以下の伐採）とする。

また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～カに特に留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保護等に努める。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林問わず所要の保護樹帯を設置することとし、野生生物の営巣等に重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努める。

カ 上記ア～オに定めるものに加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整備第1157号林野庁通知）（以下、「伐採・搬出指針」という。）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえ行うこととする。

また、集材に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮するため、集材路の設置等については「伐採・搬出指針」を踏まえ、現地に適した作業方法により行うこととする。

注)「集材路」とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう（森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する）。

3 その他必要な事項〔変更なし〕

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壤等の自然的条件、造林種苗の需給動向及び木材の利用状況や既往の造林実績等を勘案して、下表のとおりとする。

なお、スギ及びヒノキの植栽地としては、スギは沢沿いから斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く）、ヒノキは斜面中部から上部を基本とする。

定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は湯前町役場林務担当部局と相談のうえ、適切な樹種を選択するものとする。

また、苗木の選定については、特定苗木等の成長に優れた苗木や小花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木を積極的に用いることに努めることとする。

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ [*] 、ヒノキ、クヌギ、ケヤキ、ヤマザクラ、ヤマモミジ、カシ類、コナラ、センダン、クスノキ、ヤマグリ、タブノキ	

(2) 人工造林の標準的な方法〔変更なし〕

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間〔変更なし〕

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより、適確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新を選択するものとする。

標準的な方法	備考
<p>下刈り：植栽木が雑草木に被圧されなくなる時期までに年1回（必要に応じて2回）毎年実施する。</p> <p>つる切り：つるの繁茂状況に応じて、下刈り終了後2～3年毎に行う。</p> <p>除伐：つる切りと同時期に目的外樹種及び不良木を除去する。</p>	

注) 特定苗木等の活用により、植栽木が健全に生育し、下刈りの必要性がなくなった場合においては、作業の省力化・効率化のため、実施期間の短縮に努めるものとする。

3 その他必要な事項〔変更なし〕

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法〔変更なし〕

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1により定めることとする。

また、この区域のうち林地生産力の高い森林や傾斜が緩やかで地質が安定しており災害が発生する恐れの低い森林、林道からの距離が近い森林等、これらを満たす自然的・社会的条件が有利な箇所については、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域として定める。

これらの区域については、別表1のとおりとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように留意し設定を行うこととする。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林の公益的機能の発揮や森林資源の保続に配慮しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととする。

【別表1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表のとおり	16.75
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表のとおり	133.58

快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表のとおり	1,166.45
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

【別表2】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		別表のとおり	16.75
長伐期施業を推進すべき森林		該当なし	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし	133.58
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

3 その他必要な事項〔変更なし〕

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項〔変更なし〕

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項〔変更なし〕

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、次のとおりとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に応用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	30～40	70～210	110～250
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	23～34	52～165	85～200
	架線系作業システム	23～34	2～41	25～75
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	16～26	35～124	60〈50〉～150
	架線系作業システム	16～26	0～24	20〈15〉～50
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5～15	0	5～15

注)「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの考え方は、次のとおりとする。

区 分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	150～200	30～75	ハーベスタ	グラップル	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15～30°)	車両系	200～300	40～100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100～300	チェーンソー	スイングヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 (30～35°)	車両系	300～500	50～125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150～500	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 (35°～)	架線系	500～1500	500～1500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

注1) この表は、現在採用されている代表的な作業システムを、使用されている林業機械により、傾斜及び路網密度と関連づけたものであり、林業機械の進歩・発展や社会的条件に応じて調整されるものである。

注2) 基幹路網：林道（林業専用道含む）

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項〔変更なし〕

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等「林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）」、「林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）」を基本とし、「熊本県林業専用道作設指針（平成23年9月26日付け林振第621号熊本県農林水産部長通知）」に則って行うこととする。

第8 その他必要な事項〔変更なし〕

Ⅲ 森林の保護に関する事項〔変更なし〕

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項〔変更なし〕

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項〔変更なし〕